

1．件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（美浜発電所第3号機、高浜発電所第1，2号機の設計及び工事の計画（非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤に係る高エネルギーアーク損傷対策工事）【3】」

2．日時：令和3年6月23日 17時45分～18時50分

3．場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4．出席者（・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、仲管理官補佐、竹田上席安全審査官、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官

関西電力株式会社：原子力事業本部 原子力発電部門 保全計画グループ マネジャー 他11名

5．自動文字起こし結果

別紙のとおり

音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6．その他

提出資料：なし

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の武田です。
0:00:05	美浜3高浜12の皮膚DGのAと冷えヒアリングを開始します。
0:00:12	で、皮膚DBに関しては2021年6月10日に
0:00:21	C補正を受けておまして、補正内容について確認し、いずれさせしました。その結果が1点ほどコメントがあるので、それに関して、こちらから
0:00:34	質問させていただきます。それでいいでしょうか。一般財源のベンド出ず問題ございません。はい。
0:00:43	規制庁の武田です。じゃあ述べ一定だけ確認をしたいんですが、
0:00:50	補正の中で、
0:00:54	設置許可申請書との整合性、
0:00:57	についてなんですが、それに関してなんですが、本申請はディーゼル発電機建屋内に設置しているだの、設備の工事に関わるものであり、降下火砕物の層厚。
0:01:14	変更の影響は受けにくい受けないため、別途設置許可申請書により許可された大竹生を大豆第1000名は竹テフラの絵と噴出規模の見直し伴う対応について、
0:01:29	本資料に係る整合性に影響しないという記載が早いという。
0:01:34	あります。で、そこんところで前のヒアリングで
0:01:42	固体廃棄物の処理設備の
0:01:45	の範囲の設備の
0:01:50	運用停車じゃ改造及び運用停止では降下火砕物の防護対象設備に該当しないことからっていう記載について10分前にそういう話があったと思うんですけども、皮膚DGに関しては、当降下火砕物の防護対象に該当しないということで良いいいんでしょうか。
0:02:13	関西電力ヨシザワでございます。今回追加する棒丸保護リレーそのものにつきましては、ノンクラスということで防護対象設備ではないんですけども、このリレーについては、DB地盤に設置するということで、一般全体として、
0:02:33	防護対象設備というふうに認識しております。
0:02:50	はい。規制庁の武田です。そういう説明であると、4月8日の手続き。
0:02:56	としてと同様に考えていいのか説明してください。
0:03:02	8日の推薦
0:03:04	はい。
0:03:08	はい。ごめんなさいえっと4月8日の資料1-1の手続きの中でどれに改定等、
0:03:17	具体的には、どこだ、参考1Gのところ等でどの案件に冷凍該当するのか説明してください。

0:03:38	関西電力エンドウで自生少々今資料探してますのでお待ちください。
0:03:43	関西電力ヨシザワでございます。参考 1 の下側の 8000 円。
0:03:51	近くですけども、このうちの B 低温側でやっ注入配管他取替工事、これと同じ
0:03:59	起債同じ書類の設備になります。
0:04:13	はい。
0:04:31	規制庁の武田です。すみません。総務、
0:04:35	はい。
0:04:41	はい。規制庁の武田です。3 ページ目の資料の中で、そもそもそうすると審査対象条文になるってことを言われてるんでしょうか。
0:04:59	まず、関西電力ヨシザワでございます。市建屋内に設置してあるというところで関連条文ですけども、審査対象外というふうに考えてございます。
0:05:11	うん。
0:05:14	ええっと防護対象設備であるってことを言われてるんでしょうか。
0:05:20	はい。
0:05:25	はい。考えとしては防護対象設備になりますけども、建屋内に設置しますんで、火山効果火砕物傘をか火砕物の評価対象
0:05:41	言わないという認識です。
0:05:57	はい。
0:06:04	成長鈴木です。
0:06:07	4 月 8 日の審査会合資料 1 - 1。
0:06:13	3 ページのところでもれに対して対応するのかを
0:06:19	明確にしたいという趣旨でお聞きしてるんですけど、
0:06:24	今の関西電力の説明だと。
0:06:28	3 ページの
0:06:30	料 2 ポツ両括弧 2、
0:06:34	の第 3 バッテリー等、
0:06:38	違いはない。
0:06:40	ような気がするんですけど。
0:06:43	なぜ丸 2 になるのかが、
0:06:47	何か。
0:06:48	第 3 バッテリーと違う要因があるということですか。
0:06:56	はい、関西電力ヨシザワでございます。第 3 バッテリーにつきましては、あの S A 設備の竜巻に対しての方針を変更することに伴って火山の部分の基本設計方針も、
0:07:13	基本的方針記載しておりまして、その中に層圧の記載が直接書いてありますんで、それを受けて という政治になってます。今回の HEAFD G については、

0:07:29	火山に対しての適合方針自体が記載ありませんので、 という整理にさせていただきます。
0:07:41	規制庁鈴木です。
0:07:43	今口頭で話された竜巻の話は、
0:07:48	4月8日審査会合資料1-1には何も書いてないんですけども、
0:07:53	この
0:07:54	3ページの2ポツの両括弧2の
0:07:59	区分分けていかどれに該当するかっていうのは、まだ別の要因があって、3パターンになるってことなんですか。
0:08:16	関西電力のヌマタでございます。地域4月8日の資料2です。ねしもトップ資料1-2というものがございまして、こちらのほうでは、この第3バッテリーのものっていうのがちょっと扱いが異なりますと、要否の後ちょっと違うという旨を御説明させていただいております。
0:08:34	それが今申し上げたと竜巻のお話でちょっとあたりが違ってるとような御説明させていただいております。規制庁数字です、ちょっと資料1-2は今手元にない。
0:08:46	ので。
0:08:48	見えないちょっとお待ちください。
0:08:52	確認。
0:08:53	ね。
0:08:59	はい。
0:09:00	1個目でちょっと
0:09:07	今見呼んでます規制庁の鈴木でちょっと今資料1-2を持っているものがいたので、今確認してますのでお待ちください。
0:09:19	はい。
0:09:23	そんなことを書いてないよ。
0:09:29	関西電力のヌマタでございます。資料1-2のですね。ページ下側、3ページのところにあるかと思うんですけど、その左のナンバーで言うと7番のところ、それ違うか。
0:09:44	これじゃないのかな。
0:09:46	また、
0:09:48	ちょっと、
0:09:49	ちょっとページが、
0:09:52	資料2なおば何か3ページ、資料1-2の身振り手当部下は3ページのNo.7の中ほどにですね。評価震災の影響の説明という欄がございまして、こちらでも確認いただけますでしょうか。なし。
0:10:11	はい。

0:10:13	規制庁鈴木です。すみません今、資料 121 - 2。
0:10:17	見てたんですけど、前ページなくて、説明された該当ページがなかったの で、ちょっと一旦中断しさせてもらって、
0:10:27	資料 1 - 2 を今、
0:10:30	持ってきてきますので、しばらく
0:10:34	5 分 10 分ぐらい言うたってから再開したいと思いますけどよろしいでしょうか。
0:10:40	関西電力エンドウです承知いたしました。
0:10:50	。
0:10:52	規制庁の武田です。資料へと手に入りましたので再開したいと思います。
0:11:02	はい。
0:11:03	判示よろしくお願いいいたします。
0:11:07	具体的に資料 1 - 2 の
0:11:10	場所についてちょっと説明してください。
0:11:14	通してうちの 2 - 3 ページ下ページ 3 ページの項目ナンバーで言えば左の一 番左の列ですけれども、7 番が第 3 バッテリーになります。
0:12:00	。
0:12:10	。
0:12:12	規制庁のタケダでちょっと時間ください。
0:12:17	承知いたしました。
0:13:09	。
0:13:58	。
0:14:16	はい。
0:14:19	すみません、原子力規制庁のニシウチですけども。
0:14:23	ちょっとすみません全体通してして説明の趣旨があまり理解できてなくて すね、なくてすねちょっと一つずつ確認をさせていただきたいんですけど。
0:14:32	ちょっと第 3 バッテリーのほうがわかりやすいのでまずそちらを例にして話をし たいんですけど、第 3 バッテリーの施工についてはまず第 3 バッテリー自体は SA 設備ですので、火山影響を含めた外部衝撃の防護対象設備であるって いうところをまず理解でお共通理解だと思んですけどそこは問題ないですよ ね。
0:14:53	はい、関西電力ヨシザワで質問がございません。ありがとうございます規制庁 ニシウチですと上で、防護対象であれば、
0:15:02	まず、審査対象だと思んですけど、そこが違うということですか認識が
0:15:12	具体的に言うと、防護対象であって、じゃあ実際例えば例えばあの火山影響 ナカの硬貨硬貨火砕物が火山灰がまず積もることを考えたときに、その構造 強度っていう観点で言えば、

0:15:28	第3バッテリーは建屋内にあるので、その建屋の構造強度を見るわけですよ。その建屋の構造強度が確認されていることをもって外部衝撃の損傷防止は図られているという説明になると思うんですけど、実際に第3バッテリーの審査で見るときにその建屋の構造強度まで見るかという、すでにその建屋の構造強度を別の既工認でも説明をしているの。
0:15:48	で、その既工認によって建家の構造強度が保たれていることを説明しているだから第3バッテリーも防護できているって一連の流れだと理解していて、実質的な審査行為ってというのはその既認可のものがしっかり反映されているかを確認するというようなことだと思うんですけど。
0:16:03	ただそれは審査対象外ではなくて、しっかりその基本方針が反映されていることを確認しているということだと理解してるんですけど、そういう意味で審査対し防護対象なのに審査対象じゃないという説明が理解できなくてですね、そのちょっと認識を合わせたいんですけども。
0:17:07	会計関西電力ヨシザワでございます第3バッテリーにつきましては54条を、が第3バッテリーとしては、審査対象ですけども、肝臓につきましては建屋内に設置というところで、
0:17:23	沼津ヌマタ建屋内に設置ということが確認できれば審査対象にはならないと、そういう理解でございます。
0:17:33	規制庁ニシウチですけど今ヨシザワさんがおっしゃった建家、ちょっと省きますけど建屋に設置されていることを審査するんじゃないですか。
0:17:43	正確に言うと、構造あの火山場合に対して構造強度が保たれている建屋内に設置されていることをもって、54条でいうとその環境状況の中で、荷重条件が満たされているということを審査していると理解してるんですけど。
0:17:59	ちょっとその確認は審査じゃないと言われた何か今までの酸化説明とちょっと矛盾してくるのかなと思っていて、
0:18:06	ちょっとそこがよくわからなくてですね。
0:18:09	今自分が言ったことに対してそこは違うと何か明確にありますかね。
0:18:16	ここが違いますというところですね。
0:18:36	関西電力ヨシザワでございます。審査対象は1Pdの条文整理表での記載のお作法だけの話でして今ニシウチさんが言われた通り、建家内に設置というところで、審査しているということ。
0:18:54	についてはこちらもそういう理解でございます。
0:19:00	規制庁ニシウチですけども、そうすると、ちょっとこの審査会合資料の1-2の説明はちょっとよくわからないなと思うところがあって、まさに建家内に設置していることを思って家財の影響のが防止できているということを確認しているわけですけども。
0:19:17	建家その建屋っていうのは、少なくとも現時点においては新基準許可時の10cmの層圧に対しての構造強度が確認されているわけですよ。

0:19:26	なので少なくともDNP太陽光に乃至経過措置期間内であれば、この第3バッテリーの施工については10cmの層圧に対して構造強度が図られている建屋内に保管していることを審査をする。
0:19:42	経過措置が過ぎたと同じDNP対応工認が終わった後であれば、の-DNPの層圧を反映した建屋、
0:19:51	建家の構造強度を確認されている辺り建屋に入れていることを確認するっていうそういう話なのかなと思うんです。そういう意味で、第3バッテリーについては現時点においては経過措置を適用して審査をしていただきたい。
0:20:07	それ以降については反映をするっていうことを説明いただいているものと理解をしていたので、ちょっと1-2を見ると若干認識にずれがあったのかなと私個人としては思っています。
0:20:18	が、今の話を踏まえて私の今話した内容と何か認識のずれとかがあればちょっと教えていただきたいんですけど。
0:20:41	関西電力ヨシザワでございます。現状は経過措置の前何なので。従来の増発への対応ができていうところ、
0:20:55	処分を進めるとちょっと最後のほうわからなかったのがAリング経過措置期限が過ぎた後にそれを反映するという御発言ありましたけど、そこをちょっと詳しく教えていただきたいです。
0:21:15	規制庁ニシウチですとその具体的な手続きについてはまた別途第3バッテリーの審査の中で確認をしていけばいいのかなと思っていますけど、例えば、例えばの話をするとう経過措置が経過措置期限内に第3バッテリーの認可をしましたよと。
0:21:33	データだが、経過措置を過ぎた後、まだ以前工事中でいわゆるその供用開始していない。その工認に基づく検査が検査中というステータスにおいては、
0:21:46	経過措置が過ぎているので。
0:21:51	DNPの層圧を反映した建屋で防護するという説明を第3バッテリーの申請の中でいただくべきであろうと考えてますが、
0:22:02	だから実態のその建屋のその構造強度ってなんすねDNP対応工認等で確認することになっているので、そういった意味で、サブがないまま申請になるのでそういったところ実際の鉄で県照らし合わせて整理すべきであろうっていう、その整理はまた別途今後進める必要があると思いますけど、イメージしているのはそういう問題意識です。
0:22:20	ご理解いただけますでしょうか。
0:22:27	はい、関西電力ヨシザワでございます。説明が出資につきましては理解しました。
0:22:39	規制庁ニシウチです。その前提で、じゃあHEAFDGの場合の申請がどうかというところに話を進めていきたいんですけど、

0:22:51	その前にまず全体としては審査対象等を審査対象外の整理の部分で今の話 を踏まえて、一つ事例を上げるのであれば、防護対象設備か否かでその審査 対象が審査対象外かが分かれる。
0:23:06	逆にそれ以外の分け方があるのかっていうのが疑問で、
0:23:13	ケースバイケースだと思いますけど、何か現時点でそれ以外の分け方ができ るようなことってあるんじゃないか想定されてますか。
0:23:33	スズキ建屋内形になる。
0:23:38	何か電力の林でございます。
0:23:40	ちょっと今考えている考え方としましては、もともと条文整理に置きましては、 変更の工事
0:23:48	そして、どういう情報に影響があるかという観点で見てございます。例えば
0:23:55	今回のHEAFDGですと、工事によって、何も1のようなものは変更するもので はなくて、別に課題に対する抱えちゃうともう機器。
0:24:07	カバーに対する評価について、何か設計を変更するものではないという申請 の内容であることから、条文整理上は適用条文であるけれども、審査対象で はないというよくマルバツ参画とかでやらせていただいているものでしたら、参画 の条文になるのかなと考えてございます。
0:24:28	規制庁ニシウチですけど、今おっしゃった内容は、
0:24:33	通常の、要はここいた話がなければまたおっしゃる通りだと思んですが、来 工認、既工認で確認したその建屋内建屋防護建屋で防護するって設計方針 が有効であるから、審査対象、
0:24:48	条文が参画になるわけであって、今回の話で言うとその前提が靴がいるわけ ですよねDNPピックアップ層圧によって昇圧変更によって、
0:24:56	それであれば参加国は奈良なり得ないというところかなと。
0:25:01	思ってます。
0:25:02	要は今例えば今回の第3バッテリーって実際この絵と資料1-2ですかね、 のところで説明いただいているように、本来DNPのこと全く考えないのであれ ば別工認でこの火山の影響に対して構造強度を有している建屋で防護する。
0:25:20	ていう防護できるっていうことが確認できていて、その中に設置するものである ので、審査対象外って言いたいことは何か言いたいことはわかります。ただそ れはその前提が生きているから参画になるのであって、
0:25:34	その前提をDNP変更する以上は、
0:25:37	少なくとも参加国はならないですよねということかなと。
0:25:42	第3部辺りの工認側においても、その参画でいいよねっていうことを設置階説 明いただくべきであろうということかなと思うんですけど。
0:26:09	前当規制庁ニシウチです。ちょっと今の具体的な話はちょっと個別の審査の中 で確認をしていけばいいのかなと思いますのでちょっと今は皮膚理事の話す

	いませんちょっと戻させていただきます。ちょっと自分からお話し振って申し訳ないんですけども、
0:26:24	今まで話を踏まえて、理事皮膚の申請においてどうなのかっていうところなんですけど。
0:26:31	ちょっと私最初同席してなくて聞いている理解だと後今回の日フリーで追設する5丸保護リレーについては、補足説明資料でも説明いただいているようにノンクラスであって、いわゆる安全機能を持たないから防護対象設備ではない。
0:26:49	そういう理解なんですけど、その上で、
0:26:53	それ以外の生じ混濁たとか、そこら辺の周りの設備については防護対象設備という理解ですか。
0:27:24	電力の話でございます証書遺言中ですのでお待ちください。
0:29:06	はい、関西電力ヨシザワでございますし、正直混濁たにつきましても、クラスは低いと、クラス3以下というふうに考えてございます。
0:29:22	規制庁ニシウチです。ちょっとその防護対象設備の考え方にケアを提案して確認したいんですけど。
0:29:32	ちょっと今お手元にあるかどうかなんですけど減0の共通項目の基本設計方針の中で2.3.1項で外部からの衝撃の防止というところでも5を対象設備の選定の考え方が勝つ記載されていると思うんですけど。
0:29:48	何かお手元に見えるものありますか。
0:30:10	もしご用意できなさそうであれば僕の方で読み上げ用と思いますけど、お手元にありますでしょうか。
0:30:59	規制庁の武田です。東京支社聞こえますか。同姓の確認です。
0:31:08	農業しゃべって聞こうと思います。
0:31:12	回答が遅くなってるってだけですかね、検討してるって最中で、
0:31:20	御発表される。
0:31:23	事業も何かありますか。
0:31:26	時業務ヨシザワですけども、正直コントラクターのクラスについてですけども、こちらで議論した結果、1年クラスは低いとさちゃんかというふうに考えていますし、入ってきた。
0:31:44	その設置超えておりますほかっていいますか。はい。規制庁だけ超えてます。クラス3案へとクラスが低いってことですね。
0:31:55	通りございます。
0:32:00	規制庁の武田です。2.3.1は灯油手持ちの手元にありますか。
0:32:09	規制庁ニシウチですけど、さっき今蔵浅地こんだけのクラスが低いって話に対して私から防護対象設備の考え方も含めてちょっと全体で確認をしていきたいので、現0の共通項目の基本設計方針のその2点差って1項、

0:32:28	お手元で今見れますかっていうことを聞いたんですけどそれもしかして届いてなかったですかね。
0:32:36	業者でそれは聞こえておりませんでした。なるほど。では今言った通りなんですけど、ちょっとじゃクラスが低いって話に対し、てらして、あの防護対象設備でないってところを原燃の基本設計方針でそもそもまず、基本設計方針を立てていると思うので、
0:32:52	そこの考え方に照らして確認をさせていただきたいんですけど、
0:32:57	新基準行に以降またどこにも大体ついてると思いますけど、原燃の共通項目の基本設計方針の中の2.3.1項のものって今手元に何かを追々できますでしょうか。もしできなければ私のほうから読み上げさせていただこうかなと思うんですけど。
0:33:15	。
0:33:18	業務が準備できますか。
0:33:21	少々お待ちくださいそれほど時間かかるという準備できると思いますので、
0:33:25	すみません。
0:33:34	設備
0:33:46	いや、
0:33:53	いや、
0:33:54	防護対象
0:34:05	だから、はい。
0:34:07	ただ、
0:34:10	影響しない。
0:34:14	はい。
0:34:22	はい。
0:34:28	関西電力の澤邊でございます。今準備できました。
0:34:35	規制庁ニシウチです。
0:34:38	この2.3.1項で、まずここはその火山に限らず竜巻とかも含めた防護対象施設外部衝撃からの防護対象設備という形で書かれてますけども、まずその防護対象設備はクラスわんとクラス2の安全機能を持つ設備
0:34:54	と、あとはSA設備が防護対象設備であると。
0:34:59	その上で、その防護対象施設の防護設計においては、
0:35:05	また、2パラ目のモーターが切り換えてますけども、防護対象施設に波及的影響を及ぼす恐れのあるいわゆるクラス とノンクラスの設備
0:35:17	もうのもまあまあそれも考慮して、あの防護対象施設の防護設計をすると。
0:35:23	いうふうに今抱えていると思っていて、そういう意味で防護対象施設はクラスわんとクラス とSA施設である。

0:35:30	今回の理事皮膚に当てはめて言うと商事コンタクトもほぼ5丸保護リレーも、要は今回のHEAF対策として期待しているものについては、防護対象設備ではない。
0:35:44	が非常用DGのクラサワんかつ設備の非常用DGに対して、
0:35:51	それを止めるような信号を発するような設備になるので、まああの波及的影響っていう観点には考慮しなきゃいけないんだけど、それは非常用DGの防護設計の中で考慮していく事項であって、
0:36:04	いわゆるそれはぴあの今回の皮膚理事側じゃなくてDNP対応工認のDGの防護設計を確認する中で説明をいただくべきこと、実際はその建家の構造強度っていうところの説明に限ると思うんですけど、そういう全体像と理解してるんですけども。
0:36:20	今の私の理解で何かそこがありましたらお願いします。
0:36:31	はい、関西電力ヨシザワでございます。今回の申請設備大丸保護リレーと正直コンタクトということに絞ればその理解で我々も同じ理解で最初防護対象と考えていましたのは、物理的に
0:36:51	稟議制御盤に組み込まれる部品になるんで、理事制御盤としてどうなのかというか、ふうに考える必要があるのかなというところで、防護対象としておりましたけども、設備単体で
0:37:07	5020 商事混濁た。
0:37:11	おに対してということであれば防護対象外という整理はできると思います。
0:37:19	幾つかあったんですけど、どうしようかな。
0:37:26	まず最初に申請対象を限ればっていうナカ枕詞がついたところからなんですけど、その枕詞がつく理由がよくわからなくて、申請対象って明確じゃないですかと。
0:37:37	こんななぜその枕詞がついたのかという趣旨なんですけど、それはあれですかねそのもしかして非常用DGの電源も含めて今回申請しているんですけどいうことをおっしゃりたいということです。
0:37:47	関西電力ヨシザワでございます。申請設備っていうことで、限ればっていうのはちょっとあれですけども、
0:37:58	乱暴 リレー消費コンタクトが今回今炉ロジック変更のために、追加というか承知コンタクトはもともとありますけれども、そういう設備をつけますと、いうところで、
0:38:13	理事さん自体は今回何もさわらないんで、申請対象ではないということですけども、ちょっとLIBORに設置するということで、DGファーム
0:38:32	国んまり地盤自体が対象設備、
0:38:38	になる、なるかならんかというところで、ちょっと先ほどのような発言にあった次第です。充実性にその申請内容考えれば、リーマン自体は申請対象ではないという。

0:38:53	ここで今理解しました。
0:38:58	ここ会社がすべてかなと思っていて、あくまで今回の申請はあのHEAF対策費を防止するために、5まで保護リレーを追加してかつ既存の生じ混濁た統合を使うインターロックを組んでHEAF対策を
0:39:15	とりますと、そういう申請だと思って今するというふうに今したと。
0:39:19	で、
0:39:20	今回インターロック等っていうのが、の安全機能を持つかどうかと言うところについては、一番最初の当初の皮膚理事バックフィットの一番最初の申請のときにも整理をさせていただいて、今回の補足説明資料にも今回の申請の補足説明資料についていると思って。
0:39:37	って言って共通理解を得ていると思うんですけども、その部分については、いわゆる安全機能を持つものではないと。
0:39:44	いわゆるDGの給電機能というところに建てられて言えば、そういった安全機能を持たないであろうと。
0:39:49	だから、いわゆる設計基準対象施設ですけれども、の安全機能を持たない。ただのDB施設ということで理解をしています。
0:39:57	それに合わせて言えば、外部衝撃の防護対象設備の考え方に照らせばまず防護対象設備ではない。
0:40:04	防護対象となりうるものではないという理解ですけどもそうそこまでよろしいですか。
0:40:12	はい、関西電力ヨシザワです。
0:40:15	はい、議会しました。
0:40:19	同じ理解ということで理解をしました欄に書いて関西電力エンドウです。西さんすいません今の所たしかにと直接は僕対象施設に当たらないんですけども波及影響のところで気にしているんですけども、
0:40:35	はい。規制庁ニシウチです今へのさんおっしゃった通りおっしゃる通りで波及的影響はとも考慮せざるを得ないと思うんですねというのが物理的に接続されていて、かつdBを止める機能を有しているので、ただこの基本設計方針に照らして言えば、それは
0:40:50	波及的影響を及ぼす施設だから防護対象設備ですよっていう流れではなくて、防護対象設備いわゆる今回でDGを設計するにあたっては、その波及的影響も考慮しろって言うだけであって、
0:41:04	要はDG側で考慮すべき整理であろうと。
0:41:09	いうふうにちょっと考えていますまず、
0:41:11	ナカ会社であることは間違いのないと思うんですけど、考慮すべき理事の防護設計側で考慮すべきであって、どちらかという今回HEAF理事のほうで整理すべきというよりは、理事本体側で整理をすべき事項であろうと。

0:41:27	というのがまず前提にあるのかなと今回DNPの層圧変更の話はそれに当てはめると、今後DNPのその対応する施工には出されると思いますけど、その中で、そのDGの防護設計っていうものが考慮されるべきであろうと。
0:41:45	そうすると、今回の皮膚理事側ではなくてDNP対応工認側でそういった周辺機器からの悪影響っていうも含めて説明をいただくもの。
0:41:54	で、その際には結局またTierで建屋内今内包されている設備であって、その建屋が構造強度を持っていることで、あの周辺には基金も含めて防護されているっていうことで、波及的影響がないっていう説明になるのかなと思っています。
0:42:10	それをDNP対応工認側で説明いただくのであれば、こっち側で説明することって何もないですよということかなと思うんですけど。
0:42:27	関西電力エンドウです。ニシウチさん趣旨は理解しましたと社内議論させていただきます。
0:43:07	ですから、
0:43:10	関西電力のヌマタでございます。ちょっと位置付けを確認させていただきたいんですけどもその鉄塔防護対象設備の波及的影響についてですねDNPOの申請といたしましては、建家並びにタンクとか屋外の本部とかを新設するつもりにしています。
0:43:29	これ建屋を見ればですね、ある意味リンパンでしたっけ、B版の提示に対するはっきり言わなかったとそういう結論になるのかなというふうにも見えるんですけどそういう御認識でいらっしゃるでしょうか。
0:43:46	今イメージしてなそういうことかなと実際またそのDNP工認が出てこないとわからないですけど、何かそういう理解でいたんですけど。
0:43:57	赤字の部分ヌマタでございます。その理解であればこちらも問題ございません。
0:44:03	経営者ニシウチです。そうすると、今皮膚DGのその許可整合のなお書きで許可整合の説明書の冒頭のなお書きで書かれている事項っていうのは、
0:44:15	ちょっとちょっとストレートに書かれていないなと思っていて、
0:44:20	単純に今回その理事皮膚の申請がDNPの影響を受けないっていうのは、今回の申請内容が防護対象設備に関するものでないから、だから、DNPの層圧の変更の影響を受けません。
0:44:35	という流れかなと理解をしたんですけど。
0:44:40	何か違うていれば御説明お願いします。
0:44:49	関西電力の遠藤です。今までの議論の御趣旨も踏まえてですね、そういう同趣旨であるならば、おっしゃる通りかなというふうに考えてます。
0:45:03	規制庁ニシウチです。ちょっと枕詞がついた仲間たちになるんですけど、そういう趣旨であるならばというのは、逆に言うとその関西さんとしてどう考えているということなんでしょうか。

0:45:14	関西電力ヨシザワでございます。本申請設備はとっているところで設備として総合丸保護リレーであるとか生じコントラクターとか、ちょっと具体的に記載していなかった部分もありますんで、そういった設備を具体化して防護対象設備に該当しないと。
0:45:34	いうふうな整理をしたいとは今考えてございます。
0:45:54	はい。
0:45:55	規制庁ニシウチです。今の説明は
0:46:02	ちょっと別の届け出の話をはらん今話して申し訳ないんですけど今の平行して関西電力から美浜の濃縮液配管の取替工事の届け出をいただいでいて、そちらの確認を今進めているところなんですけど、そちらのほうでも同じようには設置許可の整合性のところで二体な趣旨の文章を
0:46:20	抱えていて、ちょっとそちら読み上げさせていただきますけども、そちらのほうの同じような記載はここからですねとお書きで、なお本届け出設備はクラス3機器であり、降下火砕物の防護対象設備に該当しないことから、
0:46:36	本届け出における許可申請書との整合性に関してDNPの層圧噴出規模見直しに伴う対応も影響を受けるものではない。
0:46:44	という趣旨で記載をされていますとという趣旨だというふうに記載をされています。
0:46:49	ここがクラス3機器でありというところは、今回のHEAF理事の場合においては、正確に言えばノンクラスのものになるのかなと思いますので、その部分は若干記載の差異があろうとも同じような文章で×という理解でよろしいですか。
0:47:06	はい、関西電力ヨシザワでございます。同じような記載になると考えております。
0:47:12	規制庁に周知ですねと。それであれば理解をしてきました。少なくとももうちょっと先ほど途中でも話になった審査対象条文のマルバツ参画の話とかはまた具体的な事例ケースパイケースで判断がある程度されるものかなと思いますので、
0:47:33	今後そのDNP対応工認が終わるまで少なくとも割れまで同じ経過措置期間中においては各多分申請ごとに、この記載は適切な記載をしていただくということになるかと思いますが、少なくとも今私のところで明確に明示できているのは、
0:47:50	いわゆる防護対象設備でないものの申請に係る場合であれば、それはDNPの層圧の変更を受けないっていうのは自明明確だよなという、まだ仮想掛けるっていうところは理解をしました。それ以外に具体的な事例があるかどうかっていうところはちょっと個別の申請でらして、実際の審査の中で確認をしていければいいのかなと思います。
0:48:09	何かありますでしょうか。

0:48:22	関西電力の遠藤です。についてありがとうございます。おっしゃる通り、なお書きのところですね、本申請設備はっていうところは、かつ降下火砕物の防護対象設備に該当しないということはそうなので、該当しないことから、本申請におけるっていう
0:48:41	いうことで適用性については、どう火山のですね、対応の影響を受けるものではないという趣旨でですね、不定さしていただきたいなと思うんですけども、
0:48:56	規制庁タケダです。了解しました。補正を受けたいと思いますんで、よろしくお願いします。
0:49:04	はい。スケジュールとかとしてはどんな感じでしょうか。
0:49:09	関西電力ヨシザワ上げ組成につきましては金曜日に申請したいと考えております。
0:49:21	規制庁の武田です。了解しました。金曜日のなるべく替え段階でお願いします。はい。ごめんなさい。
0:49:30	すいません規制庁ニシウチですけどちょっと終わりかけているところで申し訳ないんですけども、ちょっと気になっているのが、
0:49:37	主語が設備に限られていて、一方で、今回のHEAF理事って、
0:49:44	申請内容って主に基本設計方針の変更だと思うんですよね。まだどちらかというところって本申請内容はとか、そういった主語で書かれた方がより明確かなと、まだ本申請内容については降下火砕物の防護対象設備に係る申請でないことからとかそういった方がより具体的な適切な表現かなと思いますので、
0:50:04	ちょっとその仕事に記載する内容はもう少しご検討いただければなと思います。
0:50:12	はい、関西電力ヨシザワでございます。
0:50:17	今、
0:50:19	ご指示どうにかご助言いただきました内容を踏まえてちょっと記載についてはこちらで検討して補正させていただきたいと思います。
0:50:30	はい。規制庁ニシウチですよろしくお願いしますでちょっと位置を明確に確認をしますけど、その上で、今後の個別の申請においてはその都度この記載は申請内容を踏まえての明確化されるという理解でよろしいですかね。
0:50:51	これはあれですかね今の御担当者に聞くというよりは東京支社に聞くという形になるんですかね、今後そういう思いつもりでありますけども、共通理解とれてますかねという質問です。
0:51:05	ほかですね、今後の申請においても、本日の議論を踏まえて、適切な記載にしたものをお出しするということで対応していきたいと考えます。はい。規制庁ニシウチですよろしくお願いします。あと話の中で上がった第3バッテリー、
0:51:21	に対して、少なくとも現状は経過措置期間中ですので、経過措置に基づいて、現状の層圧で建屋を

0:51:29	現状の層圧で構造強度が保たれている建屋内に保管されているってことを審査をするということかなと思いますけども、DNP対応工認が終わった後、マネージャーの件経過措置が終わった後ですね、にまだ供用開始されてないのであればそのときの対応については、改めて検討整理をする必要があろうと。
0:51:49	考えておりますので、今日この段階では第3バッテリー側の懐まで踏み込むつもりはないですけども、今後第3バッテリーの審査の中で、その部分の認識というの、
0:52:00	共通認識をとらえていけば進めていければいいのかなと思いますのでよろしくをお願いします。
0:52:09	関西電力ヨシザワです。はい、承知いたしました。
0:52:19	規制庁の武田です。皮膚DE化して他にあれば、事業本部側及び東京支社が何かありますか。
0:52:31	事業部特にございません。
0:52:34	業者も特にございません。
0:52:37	じゃあこれで終わりたいと思いますが、まず1系統セキさんのほうからお願いします。
0:52:44	はい、規制庁の関です。一応、
0:52:49	今日議論して
0:52:52	ある程度の共通理解はできたと思います。また一応スケジュール的には金曜日にお出しになるということなので、それを見て最後確認をしたいと思います。
0:53:05	なお一応金曜日というお話いただいているので金までにしっかり出していただければ結構ですんでちょっとこれ遅れてくるとまた事務処理上、
0:53:20	私たちの事務処理上、かなり今週出していただくのと来週出していただくの、ですと処理スピードが処理に関する判断に関するちょっと手続きが変わってきますので、そのところは5よくご承知おきの上、
0:53:36	スケジュール通りの提出をお願いいたします。私から以上です。
0:53:44	はい、関西電力ヨシザワでございます。こちらも皮膚DGについては最優先で対応したいと考えておりますので、スケジュール通り金曜日には掲出したいと思います。
0:53:56	すいません関西電力のエンドウです最後になりてすみませんタケダ審査官おっしゃった金曜日の早い段階でっていうのが具体的な時間ございますでしょうか。今特にないので、手続きを早く読みたい金曜日中には私担当者としては、
0:54:13	みたいと思っているのでって意味イメージです。
0:54:18	承知しましたありがとうございます。
0:54:23	じゃあ他に何かなければ終わりたいと思いますが、
0:54:28	じゃあ、

0:54:30	今日はどうもありがとうございました。じゃあ終わりたいと思います。
0:54:34	或いは、